

第六次千葉県障害者計画の策定について

平成27年3月に策定した第五次千葉県障害者計画は、29年度に計画期間が終了するため、来年度には次期計画の策定期を迎える。

次期計画については、障害者基本法に基づく国の新たな障害者基本計画（第四次、内閣府）や、障害者総合支援法に基づく基本指針（第5期、厚生労働省）に即しつつ、県の総合計画や保健医療計画との連携や県行政全体との整合を図りながら策定する。

また、平成28年6月の障害者総合支援法の改正（30年4月施行（一部を除く））により策定することとされた「障害児福祉計画」及び、6月に公布・施行された「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」で障害者計画において定めることとされた「手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進に必要な施策」を含むものを策定する。

(国県の計画の状況)

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		☆国の障害者基本計画を基に、県の状況を踏まえて作成													
県	☆障害者計画 (障害者基本法)	第三次計画 (16年度～)		第四次計画			第四次計画<改定版>		第五次計画			第六次計画			
	○障害福祉計画 (総合支援法)	第1期計画 (18年度～)		第2期計画		第3期計画		第4期計画			第5期計画				
		○国の障害者基本計画の基本指針に即して作成													
		(内閣府)													
国	☆障害者基本計画 (障害者基本法)	第二次前期 (15年度～)		第二次後期 (～24年度 前・後期 計10年計画)				第三次計画				第四次計画 (策定期未定・5年)			
	○障害福祉計画 (総合支援法)	第1期計画基本指針 (18年度～)		第2期計画基本指針		第3期計画基本指針		第4期計画基本指針		第5期計画基本指針 (策定期未定)					
		(厚生労働省)													

(主なスケジュール)

年度	月	項目
28	10月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等ヒアリング（～2月） 本部会、専門部会委員 選定
29	4月～7月	<ul style="list-style-type: none"> 本部会、専門部会委員就任（4月） 施策推進協議会、本部会、専門部会の開催（～3月） 骨子案とりまとめ
	8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> 素案審議
	11月～12月	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画フォーラム
	1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント ・計画案とりまとめ 施策推進協議会へ計画案を諮問、答申 計画決定